

平成 26 年度

男鹿市財政援助団体等監査結果報告書

男 鹿 市 監 査 委 員

監 第 24 号  
平成 26 年 8 月 25 日

男 鹿 市 長                    渡 部 幸 男  
男鹿市議会議長                三 浦 利 通 様  
男鹿市教育委員会委員長      目 黒 恵 子

男鹿市監査委員    湊    忠 雄

男鹿市監査委員    三 浦 桂 寿

#### 財政援助団体等監査の結果について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、平成 26 年度の財政援助団体等監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

## 目 次

|                     |    |
|---------------------|----|
| I 監査の対象団体と執行年月日     | 1  |
| II 監査の着眼点           | 3  |
| III 監査の方法           | 3  |
| IV 監査の結果            | 3  |
| (監査対象団体)            |    |
| ・長沼町内会              | 4  |
| ・渡部町内会              | 5  |
| ・男鹿たばこ販売協同組合        | 6  |
| ・社会福祉法人 樹園          | 7  |
| ・男鹿地区保護司会           | 8  |
| ・男鹿市消費者の会           | 9  |
| ・秋田中央食品衛生協会         | 10 |
| ・宮沢海岸夕陽フェスティバル実行委員会 | 11 |
| ・船川港クルーズ船寄港歓迎実行委員会  | 12 |
| ・男鹿市民憲章推進協議会        | 13 |
| ・若美猟友会              | 14 |
| ・男鹿市農業再生協議会         | 15 |
| ・男鹿市水稻直播研究会         | 16 |
| ・男鹿市立鵜木小学校閉校準備委員会   | 17 |
| (指定管理施設)            |    |
| ・男鹿市立保育園            | 18 |

## I 監査の対象団体と執行年月日

平成 26 年度の財政援助団体等監査については、平成 25 年度に市が財政的援助を与えた団体（財政援助団体）の中から次の団体を抽出し、監査を実施した。

| 財政援助団体名            | 補助金の名称           | 交付額<br>(円) | 所管課所名 | 執行年月日               |
|--------------------|------------------|------------|-------|---------------------|
| 長沼町内会              | 町内会交付金           | 628,000    | 企画政策課 | 平成 26 年<br>6 月 27 日 |
| 渡部町内会              | 町内会交付金           | 486,570    |       |                     |
| 男鹿たばこ販売協同組合        | 男鹿たばこ販売協同組合補助金   | 88,000     | 税務課   |                     |
| 社会福祉法人樹            | 養護老人ホーム増設事業費補助金  | 4,965,000  | 福祉事務所 |                     |
| 男鹿地区保護司会           | 男鹿地区保護司会補助金      | 110,000    |       |                     |
| 男鹿市消費者の会           | 男鹿市消費者の会補助金      | 55,000     | 生活環境課 |                     |
| 秋田中央食品衛生協会         | 秋田中央食品衛生協会育成補助金  | 54,000     |       |                     |
| 宮沢海岸夕陽フェスティバル実行委員会 | 宮沢海岸夕陽フェスティバル補助金 | 291,000    | 観光商工課 |                     |
| 船川港クルーズ船寄港歓迎実行委員会  | クルーズ船寄港歓迎行事補助金   | 3,830,923  |       |                     |
| 男鹿市民憲章推進協議会        | 男鹿市民憲章推進協議会補助金   | 1,191,000  | 生涯学習課 | 平成 26 年<br>7 月 2 日  |
| 若美猟友会              | 有害鳥獣駆除事業費補助金     | 50,000     | 農林水産課 |                     |
| 男鹿市農業再生協議会         | 転作団地化育成事業費補助金    | 10,763,190 |       |                     |
| 男鹿市水稲直播栽培実証事業費補助金  | 水稲直播栽培実証事業費補助金   | 1,533,000  |       |                     |
| 男鹿市立鶴木小学校閉校準備委員会   | 閉校事業に係る補助金       | 550,000    | 学校教育課 |                     |

平成 25 年度に市が指定管理を行わせた団体の中から次の団体を抽出し、監査を実施した。

| 指 定 管 理 者 名              | 指定管理の名称                  | 指定管理料<br>(円) | 所 管 課 所 名   | 執 行 年 月 日           |
|--------------------------|--------------------------|--------------|-------------|---------------------|
| 社 会 福 祉 法 人<br>男 鹿 保 育 会 | 男 鹿 市 立 保 育 園<br>指 定 管 理 | 347,799,338  | 健 康 子 育 て 課 | 平 成 26 年<br>7 月 2 日 |

平成 25 年度に市が指定管理を行わせた団体及び財政援助団体の中から次の団体を抽出し、実地監査を実施した。

| 指 定 管 理 者 名              | 指定管理の名称                  | 指定管理料<br>(円) | 実 施 場 所                                     | 執 行 年 月 日           |
|--------------------------|--------------------------|--------------|---|---------------------|
| 社 会 福 祉 法 人<br>男 鹿 保 育 会 | 男 鹿 市 立 保 育 園<br>指 定 管 理 | 347,799,338  | 社 会 福 祉 法 人<br>男 鹿 保 育 会 事 務 局<br>(船川北公民館内) | 平 成 26 年<br>7 月 7 日 |

## II 監査の着眼点

当該財政援助等に係る出納その他の事務の執行状況について、次の点に主眼をおいて実施した。

(補助金関係)

- ① 財政援助団体及び所管する各課の補助金交付手続が条例、規則、要綱等に基づき適正に行われているか。
- ② 補助金は交付目的に沿って適正に執行されているか。
- ③ 補助金に係る会計処理は適正であるか。
- ④ 会計処理上の責任体制は明確であるか。

(指定管理関係)

- ① 指定管理者及び所管する各課の協定手続が条例、規則、要綱等に基づき適正に行われているか。
- ② 指定管理業務に係る会計処理及び施設管理は適正であるか。
- ③ 施設の利用状況について。

## III 監査の方法

監査は所管課にあらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、監査委員事務局において補助金については交付決定に関する原議書類、実績報告書及び決算書の関係書類、また指定管理者については協定に関する書類、事業報告、及び決算に関する書類を監査するとともに、担当職員の説明を聴取した。

平成 26 年度は所管課の監査のほかに指定管理者の出納が適正に処理されているか、指定管理料が目的に沿って運用され、住民福祉等の面から十分な効果を発揮しているか検証するため実地監査も行った。

## IV 監査の結果

補助金・指定管理料は、総括的にその目的に沿って管理、執行されており、出納その他の事務は概ね適正に処理されているものと認められた。

以下、財政援助団体、指定管理者ごとの監査内容は次のとおりである。

# 長沼町内会

## 1 補助金の名称

町内会交付金

## 2 補助金の交付額及び財源

|            |           |
|------------|-----------|
| 交 付 額      | 628,000 円 |
| 財 源 (一般財源) | 628,000 円 |

## 3 補助金の交付根拠条例等

男鹿市町内会交付金交付要綱

## 4 補助金の交付目的

市民生活の基盤となる地域連携・連帯や町内会が担っている行政との協力・協働など公共的な活動、災害時共助の核となる自主防災組織を支援すること。

## 5 事業概要と効果

自主防災活動事業、地域環境整備事業、地域文化継承事業などを実施するとともに、広報配布などの行政協力事務も行っている。

自主防災組織が立ち上がり、町内会の実情に応じた救助・支援体制などの構築に向けた取り組みを実施することで、災害時における共助の考え方が浸透してきている。また、「なまはげ」や「盆踊り」といった伝統行事も継承されている。

## 6 事業収入、支出の状況

|     |                                     |
|-----|-------------------------------------|
| 収 入 | 2,697,182 円 (市補助金[町内会交付金]の比率 23.3%) |
| 支 出 | 2,157,586 円                         |
| 差 引 | 539,596 円                           |

## 7 所 見

旧男鹿市と旧若美町が合併してからようやく統一した制度としての町内会交付金制度であり、自主防災組織が立ち上がり、伝統行事の継承の活発化など、補助目的を果たしているものと推量されました。

## 渡部町内会

### 1 補助金の名称

町内会交付金

### 2 補助金の交付額及び財源

|            |           |
|------------|-----------|
| 交 付 額      | 486,570 円 |
| 財 源 (一般財源) | 486,570 円 |

### 3 補助金の交付根拠条例等

男鹿市町内会交付金交付要綱

### 4 補助金の交付目的

市民生活の基盤となる地域連携・連帯や町内会が担っている行政との協力・協働など公共的な活動、災害時共助の核となる自主防災組織を支援すること。

### 5 事業概要と効果

自主防災活動事業、地域環境整備事業、地域文化継承事業などを実施するとともに、広報配布などの行政協力事務も行っている。

自主防災組織が立ち上がり、町内会の実情に応じた救助・支援体制などの構築に向けた取り組みを実施することで、災害時における共助の考え方が浸透してきている。また、「なまはげ」や「盆踊り」といった伝統行事も継承されている。

### 6 事業収入、支出の状況

|     |             |                 |
|-----|-------------|-----------------|
| 収 入 | 1,806,778 円 | (市補助金の比率 26.9%) |
| 支 出 | 1,260,916 円 |                 |
| 差 引 | 545,862 円   |                 |

### 7 所 見

旧男鹿市と旧若美町が合併してからようやく統一した制度としての町内会交付金制度であり、自主防災組織が立ち上がり、伝統行事の継承の活発化など、補助目的を果たしているものと推量されました。



# 男鹿たばこ販売協同組合

## 1 補助金の名称

男鹿たばこ販売協同組合補助金

## 2 補助金の交付額及び財源

|            |          |
|------------|----------|
| 交 付 額      | 88,000 円 |
| 財 源 (一般財源) | 88,000 円 |

## 3 補助金の交付根拠条例等

男鹿市総務企画部税務課補助金交付要綱

## 4 補助金の交付目的

たばこ販売促進により、たばこ税の増収を図る。

## 5 事業概要と効果

次の各事業を実施して、地域に貢献するとともに、たばこ税の増収につながった。

- ◇未成年者喫煙防止対策
- ◇教育情報事業
- ◇販売促進事業
- ◇美化活動事業
- ◇喫煙環境対策事業

## 6 事業収入、支出の状況

|     |                            |
|-----|----------------------------|
| 収 入 | 3,616,176 円 (市補助金の比率 2.4%) |
| 支 出 | 3,616,176 円                |
| 差 引 | 0 円                        |

## 7 所 見

たばこ税の増収にはなっているが、行政改革の中でこの補助金は廃止の方向で位置づけられています。この団体の当該事業収入に占める比率は小さいことから、廃止に向けたスケジュールを考えるべきかと思えます。

## 社会福祉法人 樹園

### 1 補助金の名称

養護老人ホーム増設事業費補助金

### 2 補助金の交付額及び財源

|            |             |
|------------|-------------|
| 交 付 額      | 4,965,000 円 |
| 財 源 (一般財源) | 4,965,000 円 |

### 3 補助金の交付根拠条例等

男鹿市社会福祉法人の助成に関する条例

### 4 補助金の交付目的

平成7年度に行われた養護老人ホーム樹園の改築事業に係る建設資金借入金の償還金の一部を補助する(平成26年度までの債務負担行為)。

### 5 事業概要と効果

社会福祉法人樹園では、養護老人ホーム樹園の大部屋解消個室化及び建物老朽化に伴う改築事業を平成7年度に行っており、その際に事業に係る市負担分を社会福祉法人樹園が社会福祉医療事業団から借り入れており、この借入金の返済を補助しているものである。

この改築工事の実施により、入居者に対しより快適な居住空間を提供でき、国が推奨する個室化に対応した。

### 6 事業収入、支出の状況

|     |                             |
|-----|-----------------------------|
| 収 入 | 7,830,000 円 (市補助金の比率 63.4%) |
| 支 出 | 7,830,000 円                 |
| 差 引 | 0 円                         |

### 7 所 見

養護老人ホーム樹園の入居者により快適な居住空間を提供でき、国が推奨する個室化に対応したことから、補助目的を果たしていると推量されました。

## 男鹿地区保護司会

### 1 補助金の名称

男鹿地区保護司会補助金

### 2 補助金の交付額及び財源

|            |           |
|------------|-----------|
| 交 付 額      | 110,000 円 |
| 財 源 (一般財源) | 110,000 円 |

### 3 補助金の交付根拠条例等

男鹿市社会福祉補助金交付要綱

### 4 補助金の交付目的

市が組織する社会を明るくする運動推進協議会において、中心的な役割を持つ男鹿地区保護司会が負担する啓発活動に係る経費の一部を補助する。

### 5 事業概要と効果

市が設置している「社会を明るくする運動推進協議会」の主たる活動である啓発活動に係る資材等について、その経費の一部を活動の中心となっている男鹿地区保護司会に補助することにより、円滑な啓発活動の運営を図っている。

啓発活動は、犯罪を犯してしまった者への立ち直りへの支援及び犯罪防止につながり、安心安全な社会を目指すことへの市民意識の高揚になっている。

### 6 事業収入、支出の状況

|     |                            |
|-----|----------------------------|
| 収 入 | 1,512,069 円 (市補助金の比率 7.3%) |
| 支 出 | 1,481,824 円                |
| 差 引 | 30,245 円                   |

### 7 所 見

犯罪防止等の啓発活動は、内容や時間帯、場所等を工夫して効果的に実施しており、補助目的を果たしているものと推量されました。

# 男鹿市消費者の会

## 1 補助金の名称

男鹿市消費者の会補助金

## 2 補助金の交付額及び財源

|            |          |
|------------|----------|
| 交 付 額      | 55,000 円 |
| 財 源 (一般財源) | 55,000 円 |

## 3 補助金の交付根拠条例等

男鹿市市民福祉部生活環境課団体等に対する補助金交付要綱

## 4 補助金の交付目的

団体の育成及び自主運営並びに会員の資質の向上を図るため

## 5 事業概要と効果

買い物袋持参運動の実施(4回実施)や消費者問題研修会の開催などで消費者教育の啓発・情報提供を行い、消費者意識の向上や消費者被害の未然防止に役立っている。

## 6 事業収入、支出の状況

|     |           |                 |
|-----|-----------|-----------------|
| 収 入 | 115,726 円 | (市補助金の比率 47.5%) |
| 支 出 | 65,643 円  |                 |
| 差 引 | 50,083 円  |                 |

## 7 所 見

消費者を狙った悪質な詐欺事件が県内でも後を絶たない状況が続いており、研修会などを実施することにより事件の防止にも役立っているものと考えられることから、補助目的を果たしているものと推量されました。

# 秋田中央食品衛生協会

## 1 補助金の名称

秋田中央食品衛生協会育成補助金

## 2 補助金の交付額及び財源

|            |          |
|------------|----------|
| 交 付 額      | 54,000 円 |
| 財 源 (一般財源) | 54,000 円 |

## 3 補助金の交付根拠条例等

秋田中央食品衛生協会育成補助金交付要綱

## 4 補助金の交付目的

秋田中央食品衛生協会の育成、自主的運営及び会員の資質向上

## 5 事業概要と効果

食品衛生自主管理の推進として、食品衛生に係る者の人材育成や資質向上のために研修会や講習会を実施している。また、食品衛生思想の普及啓発のため、食品衛生指導員が食品等取り扱い事業者を巡回し、助言や情報提供、チラシなどによる啓発活動を行っている。

以上のような活動により、食品等取り扱い事業者の自主管理推進のための人材育成や食品衛生思想の啓発に寄与しているものである。

## 6 事業収入、支出の状況

|     |                            |
|-----|----------------------------|
| 収 入 | 6,523,408 円 (市補助金の比率 0.8%) |
| 支 出 | 5,517,086 円                |
| 差 引 | 1,006,322 円                |

## 7 所 見

男鹿市の会員は減少傾向にあるが、食品衛生は市の基幹産業である観光にも影響すると考えられることから、食品衛生に関連する事業が積極的に行われており、補助目的を果たしているものと推量されました。

# 宮沢海岸夕陽フェスティバル実行委員会

## 1 補助金の名称

宮沢海岸夕陽フェスティバル補助金

## 2 補助金の交付額及び財源

|            |           |
|------------|-----------|
| 交 付 額      | 291,000 円 |
| 財 源 (一般財源) | 291,000 円 |

## 3 補助金の交付根拠条例等

男鹿市産業建設部観光商工課補助金交付要綱

## 4 補助金の交付目的

観光客と市民との「ふれあいの場」を創出し、市民参加のイベントを通じ、観光振興と地域産業の発展を図る。

## 5 事業概要と効果

環境省選定「快水浴場百選」の宮沢海岸で以下のイベントを行った。

- ・2013 ビーチバレーフェスティバル
- ・フラダンス
- ・ヤートセ踊り
- ・なまはげ太鼓
- ・盆踊り 他

各種雑誌に事前告知としてイベント情報を掲載するなど、当海水浴場の魅力を県内外へ発信して、フェスティバル当日は大いに盛り上がり、3千人を超える来場者で地域活性化を図ることができた。

## 6 事業収入、支出の状況

|     |           |                 |
|-----|-----------|-----------------|
| 収 入 | 433,023 円 | (市補助金の比率 67.2%) |
| 支 出 | 345,080 円 |                 |
| 差 引 | 87,943 円  |                 |

## 7 所 見

現在の男鹿市では代表的な海水浴場でのフェスティバル開催は、各種雑誌の事前告知などで男鹿観光のPR効果も考えられ、補助目的を果たしているものと推量されました。

# 船川港クルーズ船寄港歓迎実行委員会

## 1 補助金の名称

クルーズ船寄港歓迎行事補助金

## 2 補助金の交付額及び財源

|            |             |
|------------|-------------|
| 交 付 額      | 3,830,923 円 |
| 財 源 (一般財源) | 3,830,923 円 |

## 3 補助金の交付根拠条例等

男鹿市産業建設部観光商工課補助金交付要綱

## 4 補助金の交付目的

各種歓迎行事を通じ、地域の活性化を図るとともに、クルーズ船の船川寄港を促進し、港湾振興に資する。

## 5 事業概要と効果

飛鳥Ⅱ寄港に伴い以下の歓迎事業を行った。

- ①防災船による歓迎放水
- ②歓迎セレモニー(歓迎あいさつ、中学校吹奏楽部による演奏等)
- ③歓迎イベント(ダンスパフォーマンス、なまはげ太鼓演奏、船方節舞踊等)
- ④物産販売(9店舗)
- ⑤客船内での観光PR及び船内見学会

効果としては、男鹿半島の魅力のPR及び誘客、港湾周辺の活性化及び賑わいの創出、港湾使用実績増などがある。

## 6 事業収入、支出の状況

|     |             |                 |
|-----|-------------|-----------------|
| 収 入 | 3,980,976 円 | (市補助金の比率 96.2%) |
| 支 出 | 3,980,976 円 |                 |
| 差 引 | 0 円         |                 |

## 7 所 見

船外に出てアトラクションを見学されるお客様が少なく見受けられるとのことでありますので、さらに催し物等を工夫されて、補助金の効果が大きくなるように期待します。

# 男鹿市民憲章推進協議会

## 1 補助金の名称

男鹿市民憲章推進協議会補助金

## 2 補助金の交付額及び財源

|            |             |
|------------|-------------|
| 交 付 額      | 1,191,000 円 |
| 財 源 (一般財源) | 1,191,000 円 |

## 3 補助金の交付根拠条例等

男鹿市教育委員会補助金交付要綱

## 4 補助金の交付目的

男鹿市民憲章推進協議会活動費

## 5 事業概要と効果

- ・ 4 月 全市一斉クリーンアップ、八郎湖クリーンアップ
- ・ 6 月 花いっぱい運動花苗配布、市庁舎前プランター設置
- ・ 9 月 児童生徒発明工夫展
- ・ 10 月 移動研修
- ・ 11 月 市民文化祭

郷土愛と社会連帯性に富むコミュニティの形成が強化され、市民団体と行政等が一体となり、市民総参加型でより良い市民生活と住みよいまちづくりを推進している。

## 6 事業収入、支出の状況

|     |             |                 |
|-----|-------------|-----------------|
| 収 入 | 1,216,041 円 | (市補助金の比率 97.9%) |
| 支 出 | 1,180,406 円 |                 |
| 差 引 | 35,635 円    |                 |

## 7 所 見

経理も含めてよく事業を実施しており、補助目的を十分に果たしたものと推量されました。



# 若美猟友会

## 1 補助金の名称

有害鳥獣駆除事業費補助金

## 2 補助金の交付額及び財源

|            |          |
|------------|----------|
| 交 付 額      | 50,000 円 |
| 財 源 (一般財源) | 50,000 円 |

## 3 補助金の交付根拠条例等

男鹿市農林水産課関係補助金等交付要綱

## 4 補助金の交付目的

カラス・カルガモ等による水稻等への被害防止のため、駆除により生産向上を図る。

## 5 事業概要と効果

払戸、鶺木、野石地区で6月11日から7月10日に、銃器による共同駆除を実施した。捕獲数はカラス116羽、カルガモ19羽となった。

効果としては、水稻や転作作物等農産物に被害を及ぼすカラス・カルガモ等の捕獲・追い払いの実施により、被害の軽減が図られている。

## 6 事業収入、支出の状況

|     |          |                  |
|-----|----------|------------------|
| 収 入 | 50,000 円 | (市補助金の比率 100.0%) |
| 支 出 | 50,000 円 |                  |
| 差 引 | 0 円      |                  |

## 7 所 見

銃器による共同駆除の実施により、地域での農産物被害が軽減されていると思われることから、補助目的を果たしたものと推量されました。

# 男鹿市農業再生協議会

## 1 補助金の名称

転作団地化育成事業費補助金

## 2 補助金の交付額及び財源

|            |              |
|------------|--------------|
| 交 付 額      | 10,763,190 円 |
| 財 源 (一般財源) | 10,763,190 円 |

## 3 補助金の交付根拠条例等

男鹿市農林水産課関係補助金等交付要綱

## 4 補助金の交付目的

転作の団地化を推進し、複合経営の確立を図る。

## 5 事業概要と効果

1 ha 以上の団地として 80 団地(1,799,300 m<sup>2</sup>)に 5,397,900 円、3ha 以上の団地として 18 団地(1,788,430 m<sup>2</sup>)に 5,365,290 円、合計 98 団地(3,587,730 m<sup>2</sup>)に 10,763,190 円の補助金を交付した。

その結果、転作の団地化が推進され、大豆・エン麦・メロン・飼料用作物・新規需要米等の複合経営の確立が図られた。

## 6 事業収入、支出の状況

|     |              |                |
|-----|--------------|----------------|
| 収 入 | 10,763,190 円 | (市補助金の比率 100%) |
| 支 出 | 10,763,190 円 |                |
| 差 引 | 0 円          |                |

## 7 所 見

転作の団地化が推進され、複合経営の確立につながっていることから、補助目的を果たしたものと推量されました。

# 男鹿市水稲直播研究会

## 1 補助金の名称

水稲直播栽培実証事業費補助金

## 2 補助金の交付額及び財源

|            |             |
|------------|-------------|
| 交 付 額      | 1,533,000 円 |
| 財 源 (一般財源) | 1,533,000 円 |

## 3 補助金の交付根拠条例等

男鹿市農林水産課関係補助金等交付要綱

## 4 補助金の交付目的

直播を推進し、水稲栽培の低コスト化を図る。

## 5 事業概要と効果

稲作農家6戸で構成する水稲直播研究会へ、直播田植機一式の導入負担分として補助する。

直播栽培により、育苗・移植労力の低減、育苗施設が不要となり、低コスト化が図られる。その一方で、移植栽培より減収となったり、天候により収量が不安定になりやすい。

## 6 事業収入、支出の状況

|     |             |                 |
|-----|-------------|-----------------|
| 収 入 | 3,219,300 円 | (市補助金の比率 47.6%) |
| 支 出 | 3,219,300 円 |                 |
| 差 引 | 0 円         |                 |

## 7 所 見

直播田植機一式の導入で、直播に関する色々な研究に役立ち、他の地域でも興味があるとのことから、補助目的を果たしていると推量されました。

# 男鹿市立鵜木小学校閉校準備委員会

## 1 補助金の名称

閉校事業に係る補助金

## 2 補助金の交付額及び財源

|            |           |
|------------|-----------|
| 交 付 額      | 550,000 円 |
| 財 源 (一般財源) | 550,000 円 |

## 3 補助金の交付根拠条例等

男鹿市教育委員会補助金交付要綱

## 4 補助金の交付目的

鵜木小学校と五里合小学校が統合することに伴い実施する学校閉校事業を補助するため

## 5 事業概要と効果

3月19日に鵜木小学校体育館で閉校式を実施した。その際に次の事業を行った。

- ・閉校記念リーフレット作成
- ・記念文集及びPTA会報の作成
- ・校章入りペーパーウエイト及び校歌CDの作成
- ・校章校歌入り手ぬぐい作成

閉校の節目として記念すべき事業が円滑に展開され、記憶に残る閉校式典を実施できた。

## 6 事業収入、支出の状況

|     |           |                 |
|-----|-----------|-----------------|
| 収 入 | 936,523 円 | (市補助金の比率 58.7%) |
| 支 出 | 936,523 円 |                 |
| 差 引 | 0 円       |                 |

## 7 所 見

地域に支えられてきた小学校の閉校と新たな小学校のスタートに理解をいただけたとのことであり、十分に補助目的を果たしていると推量されました。

# 社会福祉法人 男鹿保育会

## (指 定 管 理 者)

### 1 根拠条例

男鹿市の公の施設に関する指定管理者の指定手続等に関する条例

### 2 指定管理料

|     |               |
|-----|---------------|
| 金 額 | 347,799,338 円 |
| 財 源 | 一 般 財 源       |

### 3 管理に関する協定等

男鹿市立保育園の指定管理に関する基本協定書(平成 25 年 3 月 27 日締結)  
男鹿市立保育園の管理に関する年度協定書

### 4 管理の対象業務

- (1) 男鹿市立保育園の保育業務
- (2) 休日保育・一時保育・延長保育等の特別保育業務
- (3) 地域子育て支援センター業務
- (4) 管理物件の維持管理・運営に関する業務
- (5) その他市長が必要と認める業務

### 5 利用料金

男鹿市保育園条例施行規則等の定めるところによる。

### 6 事業の概要

保育専門の社会福祉法人として、市職員保育士等の派遣を受け入れるとともに、市臨時職員等を法人の職員として雇用したことから、より良い保育環境が整備されている。

### 7 事業の収入と支出の状況

|     |               |
|-----|---------------|
| 収 入 | 347,834,702 円 |
| 支 出 | 341,683,642 円 |
| 差 引 | 6,151,060 円   |

### 8 所 見

市の子育て支援の中心的な施設である 7 保育園の指定管理は、次代を担う子どもを健やかに育むため、あるいは若者の地域定着・結婚や出産のしやすい環境づくりにもつながるものであります。待機児童の解消や保育内容の充実、市の臨時職員等を法人の職員として雇用するなど、子育て環境等の向上が図られていることから、適切な管理運営をされていると推量します。

今年度は所管課の監査のほかに指定管理者の出納が適正に処理されているか、指定管理料が目的に沿って運用され、十分な効果を発揮しているかを検証するため実地監査も行い、適正に処理されていると認められました。